



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次（\*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 条例

\*1 和歌山県公立学校情報機器整備基金条例 (教育委員会)..... 1

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県公立学校情報機器整備基金条例

1 条例概要

和歌山県公立学校情報機器整備基金を設置しました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

## 条 例

和歌山県公立学校情報機器整備基金条例をここに公布する。

令和6年3月12日

和歌山県知事 岸本周平

### 和歌山県条例第1号

和歌山県公立学校情報機器整備基金条例

(設置)

第1条 県又は市町村（市町村の組合を含む。）が行う公立学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する公立学校をいい、大学及び高等専門学校を除く。）における情報機器の整備に係る事業に要する経費の財源に充てるため、和歌山県公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金

に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和11年6月30日限り、その効力を失う。